

企画趣旨

伊藤一頼

安全保障に関しては、事実としては起こりうる重大な事態や状況であっても、ある種の願望も込めて、「起こってはならないもの」あるいは「起きるはずがないもの」として扱われ、実際にそうした事態が（滅多に）生じなかったことも手伝って、法の整備や学問的検討が不十分なままになっている場合がある。また、自国の安全保障を強化するためにとりうる手段や政策に関しても、国際法や憲法による制約を考慮して、あるいは様々な政治的・社会的事情から、一定の選択肢が「採用しえない（すべきでない）もの」として当初から除外され、その利用可能性に関する法的な検討がやはり十分に行き届いていないケースが見られる。

しかし、2010年代以降の国際関係における地政学的緊張の増大に伴い、こうした従来の姿勢を見直さざるを得ない状況がしばしば生じている。特に、ロシア＝ウクライナ戦争における戦闘行為のあり方や非交戦国による強力な制裁措置の発動は、これまで議論の対象から除外してきた極端な状況や手段が、実際に顕現しうることを示すものであった。こうした安全保障環境の不安定化は、日本が直面する諸問題に関しても当然影響を与えており、それに対処するために、例えば2022年には新たな国家安全保障戦略が策定され、安全保障政策の大幅な見直しに向けた方針が示された。

もっとも、これらの課題については上述の事情により必ずしも議論の蓄積が十分でない場合が多く、安全保障をめぐる現実との間で大きな乖離が生じている。かかる懸隔を埋め、今後の法の発展へと繋げるための基礎的作業として、本特集では、国際法分野からの検討を中心に、特に日本に

とって重要性の高いトピックを取り上げて論じて頂いた。その際、これらの課題が従来は十分に探究されることのなかった理由や背景にも留意しつつ、現下の新たな情勢によって法的な前提がどのように変化し、将来的にいかなる法規範に結実しうるのかといったダイナミズムにも光を当てることを意識して頂いた。

本特集が、安全保障をめぐる新たな時代状況と法との関係を考えるうえで、読者諸賢の関心に応えるものとなれば幸いである。

（いとう・かずより 東京大学教授）